

# 平成27年12月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第85号 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備 に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第86号 亀山市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	20
議案第87号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	22
議案第88号 亀山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・	23
議案第89号 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
議案第90号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	39
議案第91号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	43

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）  
 （亀山市情報公開条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、<u>病院事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会_____及び議会をいう。</p> <p>2及び3 （略）</p>

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）  
 （亀山市個人情報保護条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）実施機関 市長（水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、<u>病院事業管理者及び議会</u>をいう。</p> <p>（4）～（10）（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）実施機関 市長（水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会_____及び議会をいう。</p> <p>（4）～（10）（略）</p>

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）  
 （亀山市防災会議条例の一部改正）

改正後	改正前
（組織） 第3条 （略） 2 （略） 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （1）～（5）（略） <u>（6）病院事業管理者</u> <u>（7）～（10）</u> （略）	（組織） 第3条 （略） 2 （略） 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （1）～（5）（略） <u>（6）～（9）</u> （略）

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）  
 （亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の市長、副市長、<u>教育長及び病院事業管理者</u>の項に規定する旅費に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。この場合において、同条例第12条第1項第3号中「規則で定める職員」とあるのは、「議長、副議長及び議員」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の市長、副市長<u>及び教育長</u>の項に規定する旅費に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。この場合において、同条例第12条第1項第3号中「規則で定める職員」とあるのは、「議長、副議長及び議員」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条関係）  
 （亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	旅費条例別表の市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の項に規定する旅費に相当する額	(略)	(略)	旅費条例別表の市長、副市長及び教育長の項に規定する旅費に相当する額
(略)	(略)	旅費条例別表の消防長____の項に規定する旅費に相当する額	(略)	(略)	旅費条例別表の消防長及び医療センター院長の項に規定する旅費に相当する額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第6条関係）  
 （亀山市職員給与条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（給料表）</p> <p>第4条 <u>給料表は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（昇給の基準）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表における _____ 職務の級が7級以上である _____ 職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p>（給料表）</p> <p>第4条 <u>給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれの給料表に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）行政職給料表（一）（別表第1）</u></p> <p><u>（2）医療職給料表（一）（別表第2）</u></p> <p><u>（3）医療職給料表（二）（別表第3）</u></p> <p><u>（4）医療職給料表（三）（別表第4）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（昇給の基準）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である<u>もの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの</u>として規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>

3～6 (略)

(再任用職員の給料月額)

第8条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、\_\_\_\_\_給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 (略)

(地域手当)

第26条 (略)

2 (略)

(宿日直手当)

第41条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1日につき4,200円(\_\_\_\_\_規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円)を超えない範囲内において市長の定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

3～6 (略)

(再任用職員の給料月額)

第8条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 (略)

(地域手当)

第26条 (略)

2 (略)

3 第4条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(宿日直手当)

第41条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1日につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては3万円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,200円)を超えない範囲内において市長の定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)



(期末手当)

第44条 (略)

2～4 (略)

5 給料表における

職務の級が3級以上である職員

について

ては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(特殊勤務手当の種類)

第49条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(支給額及び支給方法)

第50条 特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において市長が定める。

(期末手当)

第44条 (略)

2～4 (略)

5 第4条第1項第1号に規定する行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについて

ては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(特殊勤務手当の種類)

第49条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 病院手当

(5) 研究手当

(支給額及び支給方法)

第50条 特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において市長が定める。

(1) ~ (3) (略)

2 前項各号に掲げる\_\_\_\_\_特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に\_\_\_\_\_支給する。

附 則

(55歳を超える職員の給与の減額)

1 1 平成30年3月31日までの間、職員(給料表における\_\_\_\_\_職務の級が6級以上である職員(再任用職員を除く。))\_\_\_\_\_であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) ~ (5) (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 病院手当 15,000円

(5) 研究手当 1,250,000円

2 前項第1号から第4号までの特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に、前項第5号の特殊勤務手当は、その月分をその月の給料の支給日に支給する。

附 則

(55歳を超える職員の給与の減額)

1 1 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) ~ (5) (略)

別表（第4条関係）

行政職給料表（一）

（略）
-----

備考 この表は、第11条に規定する職員以外 \_\_\_\_\_ の職員に適用する。 \_\_\_\_\_

給料表	職務の級
<u>行政職給料表（一）</u>	6級
<u>医療職給料表（二）</u>	6級
<u>医療職給料表（三）</u>	6級

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

（略）
-----

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第11条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（一）

表（略）

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（二）

表（略）

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（三）

表（略）

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第7条関係）  
（亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正）

改正後							改正前																																										
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 市長、副市長、<u>教育長及び病院事業管理者</u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>別表(第12条、第13条、第15条-第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th colspan="2">日当 (1日につき)</th> <th rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>公用車を利用した場合</th> <th>左記以外の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長、副市長、<u>教育長及び病院事業管理者</u></td> <td>普通運賃</td> <td>2等</td> <td>23円</td> <td>2,400円</td> <td>2,800円</td> <td>13,000円</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	公用車を利用した場合	左記以外の場合	市長、副市長、 <u>教育長及び病院事業管理者</u>	普通運賃	2等	23円	2,400円	2,800円	13,000円	1,600円	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 市長、副市長<u>及び教育長</u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>別表(第12条、第13条、第15条-第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th colspan="2">日当 (1日につき)</th> <th rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>公用車を利用した場合</th> <th>左記以外の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長、副市長<u>及び教育長</u></td> <td>普通運賃</td> <td>2等</td> <td>23円</td> <td>2,400円</td> <td>2,800円</td> <td>13,000円</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	公用車を利用した場合	左記以外の場合	市長、副市長 <u>及び教育長</u>	普通運賃	2等	23円	2,400円	2,800円	13,000円	1,600円
区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)					食卓料 (1夜につき)																																						
				公用車を利用した場合	左記以外の場合																																												
市長、副市長、 <u>教育長及び病院事業管理者</u>	普通運賃	2等	23円	2,400円	2,800円	13,000円	1,600円																																										
区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																																										
				公用車を利用した場合	左記以外の場合																																												
市長、副市長 <u>及び教育長</u>	普通運賃	2等	23円	2,400円	2,800円	13,000円	1,600円																																										

消防長	普通 運賃	2等	23円	2,000円	2,400円	12,000円	1,600円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

消防長及び 医療センタ ー院長	普通 運賃	2等	23円	2,000円	2,400円	12,000円	1,600円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第8条関係）  
 （亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、<u>水道事業企業職員及び工業用水道事業企業職員（以下「水道事業等企業職員」という。）</u>の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与の種類及び基準）</p> <p>第2条 <u>水道事業等企業職員</u>の給与の種類及び基準については、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の規定を準用する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、<u>企業職員</u>の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与の種類及び基準）</p> <p>第2条 <u>企業職員</u>の給与の種類及び基準については、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の規定を準用する。</p>

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第9条関係）  
（亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正）

改正後	改正前												
<p>（使用料等の納付の時期）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、入院患者に係るものにあつては毎月15日及び末日又は退院の日までに区分しそれぞれ病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する日までに、診療契約に係るものにあつてはその契約に定められた日に納付しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前2項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料をその診療、処置等に係る月の末日に納付させることができる。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第4条 管理者は、次に掲げる者については、使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1" data-bbox="264 1302 1075 1350"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額				<p>（使用料等の納付の時期）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、入院患者に係るものにあつては毎月15日及び末日又は退院の日までに区分しそれぞれ市長が指定する日までに、診療契約に係るものにあつてはその契約に定められた日に納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料をその診療、処置等に係る月の末日に納付させることができる。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる者については、使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1" data-bbox="1167 1302 1962 1350"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額			
区分	単位	金額											
区分	単位	金額											

(略)	(略)	(略)
特別な設備及び器具の 使用に係るもの		実費を基準として <u>管理者</u> が定める額

2 (略)

(略)	(略)	(略)
特別な設備及び器具 の使用に係るもの		実費を基準として <u>市長</u> が定める額

2 (略)



病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第10条関係）  
 （亀山市消防団条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により支給する旅費の額は、団長にあつては亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の消防長_____の項に規定する旅費に相当する額、その他の団員にあつては同表の上記以外の職員の項に規定する旅費に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。</p> <p>4（略）</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により支給する旅費の額は、団長にあつては亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）別表の消防長<u>及び医療センター院長</u>の項に規定する旅費に相当する額、その他の団員にあつては同表の上記以外の職員の項に規定する旅費に相当する額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。</p> <p>4（略）</p>

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第11条関係）  
（亀山市まちづくり基本条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）執行機関 市長（水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>病院事業管理者</u>及び消防長をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）執行機関 市長（水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会_____及び消防長をいう。</p>

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第12条関係）  
（亀山市の私債権の管理に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（市長等の責務）</p> <p>第4条 市長及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、適切かつ効率的な市の私債権の保全、取立て等に努めなければならない。</p> <p>（台帳の整備）</p> <p>第5条 市長等は、市の私債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。</p> <p>（督促、強制執行等）</p> <p>第6条 市長等は、市の私債権（法第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権を除く。次条において同じ。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条から第171条の4までの規定の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>（徴収停止、履行期限の特約等）</p> <p>第7条 市長等は、市の私債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該市の私債権に係る債務の免除をすることができる。</p>	<p>（市長の責務）</p> <p>第4条 市長_____は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、適切かつ効率的な市の私債権の保全、取立て等に努めなければならない。</p> <p>（台帳の整備）</p> <p>第5条 市長_____は、市の私債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。</p> <p>（督促、強制執行等）</p> <p>第6条 市長_____は、市の私債権（法第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権を除く。次条において同じ。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条から第171条の4までの規定の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>（徴収停止、履行期限の特約等）</p> <p>第7条 市長_____は、市の私債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該市の私債権に係る債務の免除をすることができる。</p>

(放棄)

第8条 市長等は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) ～ (6) (略)

2 市長は、市長等が前項の規定により市の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(放棄)

第8条 市長は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) ～ (6) (略)

2 市長は、          前項の規定により市の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、<u>本市に常時勤務する</u></p> <hr/> <p><u>一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）</u>の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>337人</u></p> <p>(3) 地方公営企業の職員</p> <p>ア <u>水道事業（工業用水道事業を含む。）</u> <u>19人</u></p> <p>イ <u>病院事業</u> <u>100人</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、<u>市長、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局、議会、監査委員及び教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）</u>の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>434人</u></p> <p>(3) 地方公営企業の事務部局の職員 <u>19人</u></p>

(4) ~ (7) (略)

(8) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員

37人

(9) 及び (10) (略)

2 (略)

(4) ~ (7) (略)

(8) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員

40人

(9) 及び (10) (略)

2 (略)

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、<u>副市長、教育長及び病院事業管理者</u>の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）について審議するため、亀山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び<u>副市長</u>の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）について審議するため、亀山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）  
（亀山市税条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(課税洩れ等に係る市税の取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(徴収猶予に係る分割納付又は分割納入の方法及び通知)</u></p> <p>第5条の2 <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u></p> <p><u>第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。)に分割して納付、又は納入させるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は</u></p>	<p>(課税洩れ等に係る市税の取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p>



納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等に関し条例で定める事項等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつて

は、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(7) 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

(8) その他市長が必要と認める事項

2. 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第8号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第8号までに掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び第5号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、市長が徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予及び猶予期間の延長が適当でない判断し

た場合とする。

(滞納することにより徴収猶予の取消しの事由となる当該徴収猶予に係る徴収金以外の債権)

第5条の4 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第240条第1項に規定する債権とする。

(職権による換価の猶予)

第5条の5 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3で定める額を限度とする。)をその猶予する期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。)に分割して納付、又は納入させるものとする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第5号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。

(申請による換価の猶予)

第5条の6 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。

3 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、市長が換価の猶予を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予が適当でないと判断した場合とする。

4 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3で定める額を限度とする。)をその猶予する期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月。)に分割して納付、又は納入させるものとする。

5 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

6 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

7 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

8 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号から第8号までに掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第6項第3号に掲げる事項

9 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

10 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、市長が換価の猶予及び換価の猶予期間の延長を受けようとする者の財産の状況その他事情からみて猶予及び猶予期間の延長が適当でないとは判断した場合とする。

11 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の7 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(公示送達)

(公示送達)

第6条 法

第20条の2の規定による公示送達は、亀山市公告式条例（平成17年亀山市条例第3号）別表に掲げる掲示場に掲示して行うものとする。  
（市民税の納税義務者等）

第12条 （略）

2 （略）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第6条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第

20条の2の規定による公示送達は、亀山市公告式条例（平成17年亀山市条例第3号）別表に掲げる掲示場に掲示して行うものとする。  
（市民税の納税義務者等）

第12条 （略）

2 （略）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）  
 （亀山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>第1条 亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第26条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。</p> <p>第69条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について</p>	<p>第1条 亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第3号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。</p> <p>第26条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号_____」を加える。</p> <p>第69条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番</p>



同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第96条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第125条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第139条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地

号 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第96条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。 \_\_\_\_\_次条において同じ。)又は法人番号 \_\_\_\_\_ (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第125条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号 \_\_\_\_\_ (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第139条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。 \_\_\_\_\_)又は法人番号 \_\_\_\_\_ (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及

及び氏名又は名称)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀山市税条例\_\_\_\_\_第17条第2項、第26条第7項、第27条の3第4項、第45条第2項各号、第69条第1項第1号、第70条第1項第1号及び第2項第1号、第78条第2項第1号、第83条第1項第1号、第84条第1項第1号、第96条第2項第2号、第97条第2項第1号、第125条第2項第1号並びに第139条第1号の改正規定並びに附則第18条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第1項、第2項及び第4項、第3条第1項、第4条第1項、第6条並びに第7条の規定 平成28年1月1日

び氏名又は名称)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀山市税条例第2条第2号及び第3号、第17条第2項、第26条第7項、第27条の3第4項、第45条第2項各号、第69条第1項第1号、第70条第1項第1号及び第2項第1号、第78条第2項第1号、第83条第1項第1号、第84条第1項第1号、第96条第2項第2号、第97条第2項第1号、第125条第2項第1号並びに第139条第1号の改正規定並びに附則第18条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第1項、第2項及び第4項、第3条第1項、第4条第1項、第6条並びに第7条の規定 平成28年1月1日

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(行政サービスの制限の措置及びその対象となる市税等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の市税等は、市税及び次に掲げる市の歳入とする。</p> <p>(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第1号)及び<u>亀山市認定こども園条例(平成27年亀山市条例第30号)に規定する利用者負担額等</u></p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第2号)に規定する利用者負担額</u></p>	<p>(行政サービスの制限の措置及びその対象となる市税等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の市税等は、市税及び次に掲げる市の歳入とする。</p> <p>(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第1号)<u>に規定する保育費用</u></p> <p>_____</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項関係）  
（亀山市産業振興条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（奨励措置対象事業者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している事業者は、奨励措置対象事業者としないことができる。</p> <p>（1）<u>亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p><u>（6）<u>亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額</u></u></p>	<p>（奨励措置対象事業者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している事業者は、奨励措置対象事業者としないことができる。</p> <p>（1）<u>亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）に規定する保育費用</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p>

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第3項関係）  
（亀山市公共下水道条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（指定の基準）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、第8条第1項の指定の申請をした者が市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納しているときは、同項の指定を行わないことができる。</p> <p>（1）<u>亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p><u>（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額</u></p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、第8条第1項の指定の申請をした者が市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納しているときは、同項の指定を行わないことができる。</p> <p>（1）<u>亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）に規定する保育費用</u></p> <p>（2）～（5）（略）</p>

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第4項関係）  
（亀山市営住宅条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 1 ～ 5 （略）</p> <p>6 市長は、第1項各号（高齢者等にあつては、第1号及び第3号から第6号まで）に掲げる条件を具備する者であっても、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者については、市営住宅に入居させないことができる。</p> <p>（1）<u>亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等</u></p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p><u>（5）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額</u></p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 1 ～ 5 （略）</p> <p>6 市長は、第1項各号（高齢者等にあつては、第1号及び第3号から第6号まで）に掲げる条件を具備する者であっても、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者については、市営住宅に入居させないことができる。</p> <p>（1）<u>亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）に規定する保育費用</u></p> <hr/> <p>（2）～（4）（略）</p>

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第5項関係）  
（亀山市子どもの出生祝金条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者は、対象者としてしないことができる。</p> <p>(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者は、対象者としてしないことができる。</p> <p>(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）に規定する保育費用</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第5条関係） 証明等関係手数料			別表第1（第2条、第5条関係） 証明等関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1～18（略）	（略）	（略）	1～18（略）	（略）	（略）
19 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	<u>300円</u>	19 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	<u>200円</u>
20 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は同法第20条第1項、第3項若しくは第4項	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	<u>300円</u>	20 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は同法第20条第1項、第3項若しくは第4項	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	<u>200円</u>



の規定に基づく戸籍 の附票の写しの交付			の規定に基づく戸籍 の附票の写しの交付		
2 1 住民基本台帳法 第 1 2 条第 1 項又は 第 1 2 条の 3 第 1 項 若しくは第 2 項の規 定に基づく住民票記 載事項証明書の交付	住民票記載事項証明書 交付手数料	<u>3 0 0 円</u>	2 1 住民基本台帳法 第 1 2 条第 1 項又は 第 1 2 条の 3 第 1 項 若しくは第 2 項の規 定に基づく住民票記 載事項証明書の交付	住民票記載事項証明書 交付手数料	<u>2 0 0 円</u>
2 2 亀山市印鑑の登 録及び証明に関する 条例（平成 1 7 年亀 山市条例第 1 0 8 号） 第 7 条第 1 項及び第 8 条第 3 項の規定に 基づく印鑑登録証の 交付	印鑑登録証の交付手 数料	<u>3 0 0 円</u>	2 2 亀山市印鑑の登 録及び証明に関する 条例（平成 1 7 年亀 山市条例第 1 0 8 号） 第 7 条第 1 項及び第 8 条第 3 項の規定に 基づく印鑑登録証の 交付	印鑑登録証の交付手 数料	<u>2 0 0 円</u>
2 3 亀山市印鑑の登 録及び証明に関する 条例第 1 1 条の規定 に基づく印鑑登録証 明書の交付	印鑑登録証明書の交付 手数料	<u>3 0 0 円</u>	2 3 亀山市印鑑の登 録及び証明に関する 条例第 1 1 条の規定 に基づく印鑑登録証 明書の交付	印鑑登録証明書の交付 手数料	<u>2 0 0 円</u>
2 4 認可地縁団体印 鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録 証明書の交付手数料	<u>3 0 0 円</u>	2 4 認可地縁団体印 鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録 証明書の交付手数料	<u>2 0 0 円</u>

25 火葬完了事項を記載した死体埋火葬許可証の再交付	死体埋火葬許可証再交付手数料	<u>300円</u>
26 身分に関する証明書の交付	身分に関する証明書交付手数料	<u>300円</u>
27 地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧	固定資産課税台帳の閲覧手数料	<u>300円</u>
28 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付手数料	<u>300円</u>
29 規則で定める公簿、公文書又は図面の閲覧	公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	<u>300円</u>
30 租税公課に関する証明書の交付	租税公課に関する証明書交付手数料	<u>300円</u>
31 資産に関する証明書の交付	固定資産に関する証明書交付手数料	<u>300円</u>
32 営業に関する証明書の交付	営業に関する証明書交付手数料	<u>300円</u>
33及び34 (略)	(略)	(略)

25 火葬完了事項を記載した死体埋火葬許可証の再交付	死体埋火葬許可証再交付手数料	<u>200円</u>
26 身分に関する証明書の交付	身分に関する証明書交付手数料	<u>200円</u>
27 地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧	固定資産課税台帳の閲覧手数料	<u>200円</u>
28 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付手数料	<u>200円</u>
29 規則で定める公簿、公文書又は図面の閲覧	公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	<u>200円</u>
30 租税公課に関する証明書の交付	租税公課に関する証明書交付手数料	<u>200円</u>
31 資産に関する証明書の交付	固定資産に関する証明書交付手数料	<u>200円</u>
32 営業に関する証明書の交付	営業に関する証明書交付手数料	<u>200円</u>
33及び34 (略)	(略)	(略)

3 5 前各項以外の公 文書の証明	その他の証明手数料	<u>3 0 0 円</u>	3 5 前各項以外の公 文書の証明	その他の証明手数料	<u>2 0 0 円</u>
備考 (略)			備考 (略)		

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p>

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が5.2万円を超える場合には、5.2万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.6万円を超える場合には、1.6万円）の合算額とする。

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が5.1万円を超える場合には、5.1万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.6万円を超える場合には、1.6万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.4万円を超える場合には、1.4万円）の合算額とする。

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第3項関係）  
 （亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>附 則                      （施行期日）</p> <p>1 この条例中第1条の規定は平成26年1月1日から、第2条の規定は平成29年1月1日から施行する。<u>ただし、第2条中亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例附則第19項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則                      （施行期日）</p> <p>1 この条例中第1条の規定は平成26年1月1日から、第2条の規定は平成29年1月1日から施行する。</p>